

陳 情 文 書 表

平 2 4 陳 情 第 3 号	平成 2 4 年 2 月 2 7 日 受 理
件 名	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書採択についての陳情
陳 情 者	横浜市中区鷺山 8 8 番地 山手鷺山シティハウス 1 0 6 号 柏木 彰
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>国民が幸せな人生を送るためには、健康問題が一番重要な問題です。健康は言うまでもなく、身体とこころの両方が健康であって初めて健康です。</p> <p>今、こころの健康問題が深刻な事態となっています。厚生労働省の「患者調査」によると、2008年の精神科受診者は323万人で、これは国民の40人に1人です。うつ病は100万人を超えており、少なくみても国民の5人に1人は、一生のうちに一度は何らかの精神疾患にかかると言われてしています。</p> <p>また、自殺者は14年間連続で3万人を超えています。日本の自殺者数はイギリスの3倍で、先進諸国最大の自殺大国となっています。自殺の多くの背景には精神疾患があります。引きこもりは、厚生労働省の公式発表では80万人で、予備軍は150万人と言われてしています。虐待や依存症問題など、国民のこころの健康問題は危機的状況にあります。</p> <p>精神疾患やこころの健康問題は、国民ひとり一人にとって切実な問題であると同時に、社会や経済活動からみても重要な問題となっています。世界的に権威のある科学雑誌「ネイチャー」によると、EUでは精神疾患による損失は88兆円と日本の国家予算に匹敵する額になっています。そのため先進諸国では、医療の中で、精神医療を最重要課題と位置づけて対策を強めており、イギリスでは自殺が10年間で15.7%減少しています。日本でも精神保健医療改革を本格的に進めなければ、少子高齢化のピークを迎える2025年には30兆円の社会経済的損失になると予想されています。</p> <p>このような中で、厚生労働省は2011年7月に、これまで4大疾病と位置づけて重点的に対策に取り組んできたがん、脳卒中、心臓病、糖尿病に精神疾患を加え、5大疾病とする方針を決めたところです。</p>	

しかし、こころの困難に対処すべき精神保健や医療政策は、重症化した精神疾患患者への対応である入院治療中心になされ、こころの困難への啓発や予防などの精神保健、早期発見・早期治療への取り組みは、現状では十分とは言えません。

また、医療法においては、精神科の医師・看護師の配置基準は精神科特例で一般科に比べて低くされているため、精神科医療現場では過重労働となり、慢性的な人手不足のために十分な治療がなされていないのが現状です。

一方、長期の精神疾患患者の家族は、特に精神健康上の困難が多く、家族への精神疾患・治療についての情報提供や实际的・情緒的な支援が求められています。

私たちは「5大疾病」の時代に相応しく、精神保健改革、精神医療改革、家族支援を軸とした「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定し、日本の精神保健医療のあり方を総合的に改革したいと考えています。「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定については、2011年12月1日国会に超党派による「こころの健康推進議員連盟」が発足し、2012年の通常国会での制定実現に向けた推進体制が確立しています。

つきましては、ぜひとも、秦野市議会平成24年3月定例会において、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書を採択していただき、次の事項について、国に対し意見書を提出していただくよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定すること。